

少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置(日本版ISA)

【制度の概要】

1. 非課税対象 : 上場株式等の配当、譲渡益
2. 非課税投資額 : 毎年、新規投資額で100万円を上限 (未使用枠は翌年以降繰越不可)
3. 非課税投資総額 : 300万円 (100万円 × 3年間)
4. 保有期間 : 最長10年間
5. 途中売却 : 自由 (ただし、売却部分の枠は再利用不可)
6. 口座開設数 : 年間1人1口座 (毎年異なる金融機関に口座開設可)
7. 開設者 : 居住者等
8. 年齢制限 : 20歳以上
9. 導入時期 : 平成26年(20%本則税率化にあわせて導入)



※ 年間一人一口座。口座開設年に限り100万円を限度に投資可能
※ 非課税期間は、口座を開設した年から最長10年間